



ベトナム：2020年環境保護法(Part 1)

執筆者: Vu Le Bang, Dinh Thi Hien Ly

2020年11月17日、ベトナム国会は環境保護法(72/2020/QH14、以下「新法」という。)を可決し、2014年環境保護法(以下「現行法」という。)を改正した。

新法は2022年1月1日から施行されるが、予備的環境影響評価報告書の評価基準は2021年2月1日から適用されており、また、2022年1月1日より前に環境に関する行政手続きの申請書類を提出した者は、その申請に対して新法の適用を選択することができる。

新法では、いくつかの重要なポイントが導入されており、ニューズレターでは、2回にわたって説明する。本号では、環境保護のためのプロジェクトの分類と環境影響評価について紹介する。

1. プロジェクトの分類

新法では、プロジェクトが環境に与える影響に応じて、プロジェクトを分類するための正式な基準を設けている。このような基準は、全く新しいものではないものの、現行法や他の環境に関する規則では明確に規定されていなかった。

新法では、プロジェクトが環境に与えるリスクの度合いに応じ、Iが最もリスクが高く、IVはリスクがないという4つのカテゴリーにプロジェクトを分類している。リスクの評価には、提案されている事業の規模、土地の面積、一定の環境上センシティブな要素などが考慮される。このような要素に基づくプロジェクトの分類は、あるプロジェクトが「予備的」環境影響評価の対象となるか、「最終的」環境影響評価の対象となるか、またそのようなプロジェクトに環境許可が必要となるかどうかを決定するために利用される。

複数の行政手続において単一かつ共通の基準を使用することで、関連する規則の一貫性を高め、法律の一貫した適用を容易にし、国の環境管理行政の効率性を向上させるなどの複数のメリットが期待されている。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 予備的環境影響評価の対象となるプロジェクト

現行法では、環境影響評価及び投資原則承認又は投資登録証明書の両方が必要となるプロジェクトは、予備的環境影響評価も必要とされており、これは投資原則承認又は投資登録証明書の基礎としての役割を果たすことが想定されている。しかし、現行法においては、予備的環境影響評価の内容について、その詳細は示されておらず、公共投資プロジェクトに関する規則においてのみ規定されている。そのため、公共投資プロジェクト以外のプロジェクトでは、予備的環境影響評価の要件に従った、予備的環境影響評価を実施することは困難であった。新法では、環境に悪影響を及ぼすリスクが最も高いプロジェクト(カテゴリーI のプロジェクト)のみが、当該プロジェクトが投資原則承認や投資登録証明書が必要とされる場合に該当するか否かにかかわらず、予備的環境影響評価の対象となる。

また、新法は、予備的環境影響評価の内容についても規定するが、現在の公共投資プロジェクトに関する規則で定められているものと基本的に同じである。

3. 環境影響評価の対象となるプロジェクト

現行法上はその規定の仕方から、環境への影響がない、又はわずかと思われる特定のプロジェクト(賭博やカジノサービス、教育や文化に関するプロジェクトなど)でも、環境影響評価の対象となる可能性がある。その結果、環境への潜在的影響が軽微であると合理的に予測できるにもかかわらず、そのようなプロジェクトについて、環境影響評価やその他の環境に関する手続を投資家を実施し、国家が評価しなければならないため、投資家及び国家双方の資源が無駄になることが多い。

この問題に鑑み、新法では、環境に悪影響を及ぼす一定のリスクがあると考えられるプロジェクト、すなわち、カテゴリーI のプロジェクトと、鉱物資源や水資源の開発を伴うプロジェクトや、人々の移住や再定住を必要とするプロジェクトなどのカテゴリーII の一部のプロジェクトを環境影響評価の対象とするという、より合理的なアプローチを採用している。

4. 環境影響評価報告書を評価する権限

新法では、天然資源環境省、国防省、公安省、省レベルの人民委員会のみが環境影響評価報告書を評価する権限を有する。ただし、国防省と公安省は、国家機密に関わるプロジェクトの評価のみを行う。

現行法において環境影響評価報告書を評価する権限を持つ他の省庁及び省庁レベルの機関は、新法においてはそのような権限を持たなくなる。そのため、新法では、これらの省庁及び省庁レベルの機関が、これらの省庁及び機関からの投資原則承認又は投資決定の対象となるプロジェクトの環境影響評価報告書の評価を行う際に、省レベルの人民委員会と協力することを求めている。

5. 環境影響評価報告書の開示

新法では、環境影響評価報告書は公開される。特に、プロジェクトの所有者は、評価後の環境影響評価報告書を、情報サイトその他の手段で公開し、その情報を容易に入手できるようにすることが求められる。要件の詳細は今後の政令で定められる。また、環境影響評価報告書を評価した国家機関は、評価結果を承認する決定を、その電子ポータル上で開示しなければならない。いずれの場合も、企業秘密又は国家機密に該当する内容については例外が設けられる。

監修者

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせにつきましては、こちらの E-mail にお寄せください。

na_vnnl@eml.nishimura.com



ひらまつ あきら
平松 哲

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ハノイ事務所代表

新規進出、事業提携、企業買収等日本とアジア新興国との間の国際取引を中心として、日系企業の案件に幅広く携わる。2004年東京大学法学部卒業、2006年弁護士登録。2010年から2012年まで証券取引等監視委員会開示検査課に、2012年から2013年まで金融庁検査局に出向。2014年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、ベトナム外国弁護士登録後、2014年8月より当事務所ホーチミン事務所にて勤務開始。2021年より、ハノイ事務所代表。



ヴレバン
Vu Le Bang

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 パートナー

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。インバウンド投資案件、一般企業法務、M&A、コンプライアンス、不動産および建設、労働法務に精通している。キャピタルマーケット、プロジェクトファイナンス、インフラ、エネルギー案件にも多数関与。

ソウル、ホーチミンシティのロゴス法律事務所および多国籍企業での執務経験を有する。

2007年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。



ハー ホアン ロック
Ha Hoang Loc

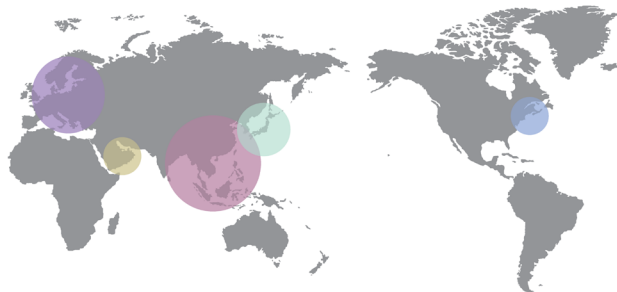
西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 パートナー

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。国営企業への戦略投資ほか M&A 分野における豊富な経験を有するほか、規制が厳しい業種である銀行、製薬、不動産、エネルギー分野における M&A その他取引にも多数関与。

Mayer Brown JSM(ベトナム)や Allens Arthur Robinson(ベトナム)での執務経験を有する。

2008年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻偉
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。